

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年七月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月二十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

路線名	羽生外野栗橋線
供用開始の区間	久喜市栗橋北二丁目三三九一番四地先から同市栗橋北二丁目三四四一番一地先まで
供用開始の期日	令和元年七月二十三日
備考	令和元年七月二十三日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 五六四・三一メートル